

あなたの相談パートナー

一人で悩まないで 人権擁護委員にご相談を

問 人権・同和対策課人権・同和対策係 ☎72-2111

人権とは人間が人間らしく生きる権利ですが、いじめや虐待など人権侵害を受けている人は、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込みがちです。そんな時は人権擁護委員にご相談ください。

どんな活動をしているの？

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアです。法務局と連携して、地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、人権侵害被害者の救済、地域の皆さんに対する人権についての啓発活動などを行っています。

●特設人権相談

いじめや差別、DV(ドメスティックバイオレンス)などに悩んでいる人は、人権擁護委員へご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

月1回、人権教育啓発センターで「特設人権相談」を開設しています。次の相談日は、7月15日(金)の午後1時～4時です。

●人権意識を広める活動

人権についての理解を深めてもらうために小・中学生対象の人権教室や、人権作文コンテストの実施など、さまざまな啓発活動を行っています。

●人権侵害による被害者救済

人権を侵害された人からの申告などを受け、法務局職員と協力して調査・処理にあたります。調査により人権侵犯が認められた場合は、救済措置などが行われます。

電話やSNS(LINE)で人権相談ができます

電話やSNSで相談を受け付けています。最寄りの法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

●みんなの人権110番 ☎0570-003-110
(平日午前8時30分～午後5時15分)

●子どもの人権110番 ☎0120-007-110
(平日午前8時30分～午後5時15分)

●女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
(平日午前8時30分～午後5時15分)

●外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911
(平日午前9時～午後5時)

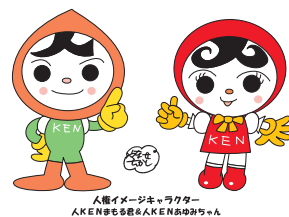
●LINEによる人権相談 (平日午前8時30分～午後5時15分)
QRコード、友だち追加ボタン、または検索ID[@snsjinkensoudan]から、公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してご相談ください。
※福岡県在住の人が対象



小学校区	名前
東野校区	山下 健志
大原校区	有川 政次
味坂校区	永利 眞由美
立石校区	寺松 明美
のぞみが丘校区	川野 裕佳子
小郡校区	林田 一徳
御原校区	山田 則行
三国校区	坂田 富美子



各小学校区で1人の人権擁護委員が活動しています



6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員の存在を周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。